

会 費 規 程

一般社団法人環境アライアンス 2 F 4 K

【目 的】

第 1 条 この規程は、一般社団法人環境アライアンス 2 F 4 K（以下「本会」という。）定款第 7 条に基づき、本会の会員の入会金及び会費について必要な事項を定めるものとする。

【入会金】

第 2 条 本会の会員になった者は、この法人に対し、入会金30,000円を納入しなければならない。ただし、当分の間は入会金の徴収は行わないものとする。

【会費】

第 3 条 前条の入会金に加え、本会の会員になった者は、この法人に対し、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

（1）正会員 次に掲げる金額

1月につき 10,000円 （1年につき120,000円）

（2）賛助会員 1月につき 1,000円 （1年につき12,000円）

【会費の用途】

第 4 条 第2条の入会金及び第3条の会費は、毎事業年度における事業費等に当てるものとする。

【補足】

第 5 条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

平成 2 9 年 7 月 1 1 日 制定